

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 23 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

古民家等に係る消防法施行令第 32 条の適用事例の情報提供について

古民家等に係る消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定の適用による消防用設備等を免除した事例については、先般、「歴史的建築物に係る消防法施行令第32条の適用事例の情報提供等について」（平成28年12月19日付け事務連絡。以下「平成28年事務連絡」という。）により依頼したところです。今般、収集した令第32条の規定の適用事例のうち、古民家等及び文化財に係る主な事例について別紙のとおり取りまとめましたので、執務上の参考としてください。

また、平成28年事務連絡において、該当する事例が生じた場合は随時報告するようお願いしているところであり、引き続き事例収集にご協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知するようお願いいたします。

総務省消防庁予防課設備係 担当：田中、千葉、吉岡 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

別紙

古民家等及び文化財に対して特例を適用した主な事例

消防用設備等の種類	用途	概要
●古民家等に関する事例		
自動火災報知設備	飲食店、 宿泊施設	次の①から④までの条件をすべて満たすものについて自動火災報知設備の設置を免除した。 ① 延べ面積が500㎡未満であること ② 飲食店及び宿泊施設が存する階は避難階であって、無窓階以外のものであること ③ 飲食店及び宿泊施設部分の床面積の合計が150㎡未満であること ④ 飲食店及び宿泊施設部分から主要な避難口に容易に避難できること
自動火災報知設備	宿泊施設	次の①から③までの条件をすべて満たすものについて自動火災報知設備の設置を免除した。 ① 延べ面積が300㎡未満であること ② 現に住宅用防災警報器(連動型であり、かつ煙式であるもの)が設置されていること ③ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限(自動試験機能付きのものについては、機能の異常の表示がされるまでの期間と製造年から10年間のいずれか短い期間とする。)を超えていないこと
非常警報設備	集会場	延べ面積350㎡以下の小規模な建物について、非常警報設備の音響装置を設けなくても火災である旨の警報を有効に行えると認められることから、非常警報設備の設置を免除した。
誘導灯	飲食店	建物の2階部分を飲食店として利用しないものについて、当該部分の誘導灯の設置を免除した。
誘導灯	宿泊施設	次の①から③までの条件をすべて満たすものについて誘導灯の設置を免除した。 ① 次の(1)、(2)のいずれかに該当すること (1) 各客室から直接外部に容易に避難できること (2) 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること ② 民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること ③ 民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること
火災通報装置	宿泊施設	次の①から⑤までの条件をすべて満たすものについて火災通報装置の設置を免除した。 ① 次の(1)、(2)のいずれかに該当すること (1) 各客室から直接外部に容易に避難できること (2) 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること ② 民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること ③ 民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること ④ 客室が10室以下であること ⑤ 消防機関へ常時通報することができる電話が設置されており、当該電話付近に通報内容が明示されていること
●文化財に関する事例		
自動火災報知設備	寺	壁等がなく外部の気流が流入し、火災の発生を感知器により有効に感知できない構造であるものについて、自動火災報知設備の設置を免除した。
自動火災報知設備	神社	延べ面積7㎡以下の小規模な建物について、火災の発生のおそれが少なく、かつ、周囲に建物等がなく延焼のおそれも少ないため自動火災報知設備の設置を免除した。
自動火災報知設備	神社	建物に管理者が常駐しておらず、かつ、周囲に民家等がないものについて、火災の発生を有効に覚知できないため自動火災報知設備の設置を免除した。
非常警報設備	集会場	収容人員を非常警報設備の設置義務が生じる人数以下に制限することにより非常警報設備の設置を免除した。
避難器具	博物館	2階以上の階の収容人員を避難器具の設置義務が生じる人数以下に制限することにより避難器具の設置を免除した。
誘導灯	飲食店	次の①から④までの条件をすべて満たすものについて誘導灯の設置を免除した。 ① 1階は周囲に開口部があり避難が容易であること ② 2階は廊下に出ると階段を容易に見通すことができること ③ 非常照明により階段の照度が十分確保されていること ④ 日没後の使用がないこと